

労務通信

2021.4月号

パート・有期社員待遇改善、どのくらい進んでいる？



◆パートタイム・有期雇用労働法の施行

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくすため、2020年4月にパートタイム・有期雇用労働法（以下、パート・有期雇用労働法という）が施行されました。中小企業への適用は、2021年4月1日からとなっています。法の施行を前に行われた企業へのアンケートが（独）労働政策研究・研修機構から公表されましたが、今後の企業対応について参考になる点があります。

◆待遇差の理由等についてどの程度、説明できるか

パート・有期雇用労働法では、本人からの求めがあれば、正社員とパート・有期との待遇差の理由等を説明しなければなりません。「大半の待遇差を、説明できると思う」との回答は、パート・有期雇用労働法等について「内容まで知っている」企業では69.3%に上りましたが、内容がわからないなどとした企業では、45.1%にとどまっています。

◆待遇差をなくすための取組み

正社員・正職員とそれ以外の労働者との間の不合理な待遇差をなくすためにこれまでに取り組んだ内容および今後取り組む予定の内容もまとめられています。その中で、今後に行う予定とした割合が多かった取組みとしては、次のものが挙がっています。

- 退職金の導入や、退職金の算定方法等の見直し
- 諸手当の導入や、算定方法等の見直し
- 派遣労働者に係る制度や活用のあり方の見直し

基本的な賃金の算定方法や算定要素の見直し等は当然として、上記のような点も今後の取組みとして意識する必要があるでしょう。

この調査はパート・有期雇用労働法の施行前に実施されたものですが、賃金や賞与、手当や休暇制度等についての動向がわかる内容となっていますので、自社の今後の取組みのために参考にされてみてはいかがでしょうか。

【労働政策研究・研修機構『パートタイム』や『有期雇用』の労働者の活用状況等に関する調査結果 企業調査編】

 <https://www.jil.go.jp/institute/research/2021/207-1.html>

法改正情報

◆協会けんぽの保険料率が改正されました（令和3年3月分<4月納付分>より）

協会けんぽより、令和3年度の健康保険料率及び介護保険料率が発表されました。本年3月分（4月納付分）より適用されます。広島県の健康保険料率は、**10.04%**となり、0.03%の引き上げとなりました。全国一律の介護保険料率は**1.80%**となります。

各都道府県の保険料率は協会けんぽのホームページでご確認いただけます。

◎協会けんぽホームページ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r3/20205/>

◆令和3年度の雇用保険料率

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで雇用保険料率は以下の通りで、令和2年度から変更はございません。

	雇用保険料率	労働者負担	事業主負担
一般の事業	9/1,000	3/1,000	6/1,000
農林水産清酒醸造の事業	11/1,000	4/1,000	7/1,000
建設の事業	12/1,000	4/1,000	8/1,000

◆賞与支払い届等に係る総括表が廃止されました（令和3年4月より）。

厚生年金保険の適用事務に係る事業主等の事務手続きの利便性向上を図る目的から、**賞与支払届・算定基礎届の提出の際に添付していた総括表が廃止されました。**

<廃止となる総括表>

- 健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表
- 船員保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表
- 健康保険・厚生年金保険 被保険者月額算定基礎届総括表

また、総括表廃止に伴い、『**賞与不支給報告書**』が新設され、日本年金機構に登録している賞与支払予定月にいずれの被保険者及び70歳以上被用者にも賞与を支給しなかった場合は、賞与不支給報告書を提出するようになります。

なお、支払予定月を登録している事業所には、予定月の前月に報告書が送られます。

◆36協定届が新しくなりました（令和3年4月より）。

令和3年4月より、36協定届の様式が新しくなりました。

<新様式変更点>

- 36協定届における押印・署名の廃止
- 36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設

また、労働基準法関係の電子署名及び電子証明書の添付が不要になり、電子申請による届出も可能となっておりますので、ぜひご活用ください。